



【INDEX】

<消費者トラブル注意情報>

1. 手軽にサロンの機器が使えて人気のセルフエステ、契約前によく確認を。
サブスクや解約でトラブルが多数発生しています。
2. 借金をさせてまで強引に契約を迫る手口に注意

<消費者トラブル注意情報>

1. 手軽にサロンの機器が使えて人気のセルフエステ、契約前によく確認を。サブスクや解約でトラブルが多数発生しています。

【相談事例】

ネットの広告を見て脱毛やダイエット等に効くマシンが自由に使えるセルフエステの1か月無料体験を申し込んだが、一度も行かないまま、無料体験期間が終了した。その後エステ店から2か月分の会費15,000円を請求するメールが届いた。無料体験期間内に解約手続きをしないと、自動的に有料会員になる契約だったようだ。会費は支払わないといけないうか。(10歳代：女性)

【ココに注意！】

★サロンの機器を定額で使用できる、セルフエステに関する相談が増加しています。

・エステサロンで用いられる専用機器等（以降「機器」という。）を自分で操作して施術する、セルフエステの多くは、月額料金を支払うと自由に機器を使用できる契約（サブスクリプション契約）です。契約は自動的に更新される場合が多いので、きちんと解約手続きをしないと有料のプランに切り替わり、高額な請求となることがあります。契約前に内容をよく確認しましょう。

・一定期間続ける前提で月額料金が割安になるプランを勧められることもあります。解約時期に制約がある契約をする場合は、途中で通えなくなる可能性なども考え、契約書を読み、中途解約の条件なども含めて、慎重に検討しましょう。

★セルフエステで怪我をした事例もあります。十分に説明を受けてから契約を。

・機器は市販品と比べて出力が高いため、仕組みや使い方、身体への影響などを十分に理解しないまま使用すると、思わぬ怪我につながる場合があります。機器を自分で



操作することの危険性、傷害を負った場合の補償や解約ルール等について、しっかりと説明を求めましょう。

(出典) 暮らしに関わる東京都の情報サイト「東京暮らし WEB」より抜粋

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/documents/20230203.pdf>

2. 借金をさせてまで強引に契約を迫る手口に注意



「お金がない」などと言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口によるトラブルが、20歳代の若者に多くみられます。こうした手口は、投資ソフトや情報商材など、お金もうけに関する契約で特に目立っています。

～「払えない」と断ったら借金することに～

【相談事例1】

ウェブデザインを学べるオンラインスクールについて事業者からカフェで話を聞き、稼げるまでサポートするというコースの契約書に署名した。契約金額が約100万円と聞かされ、「お金がなくて支払えない」と伝えると「消費者金融で借りればいい」と言われた。担当者と貸金業者の無人借入機に行き、学生なのに社会人と偽って借りるよう指示された。50万円を借り、預金と合わせて約70万円を渡したが、友人に相談したら「怪しい」と言われた。返金してほしい。

【相談事例2】

大学の先輩から「約50万円のFX(外国為替証拠金取引)自動売買システムを購入すれば稼げる」と、もうけ話の勧誘を受けた。商品代金が高額で支払えないと断ったら、「みんな学生ローンで借りて支払っている。資格を取るための学校に通う費用と言えば貸してくれる」と言われ、申込時に申告する学校名や資格講座名を教えられた。その後、学生ローンで50万円の借金をして代金を支払ったが、不安になった。FX売買システムの契約書はもらっておらず、会社の住所や連絡先も分からない。

～トラブルにあわないために～

・「お金がない」と断ると、「借りればいい」などと、貸金業者から借金をするように持ちかけられたり、クレジット契約を勧められたりして、強引に契約をさせられる場合があります。友人・知人から勧誘されて断りにくいと思っても、「お金がない」という断り方はやめ、望まない契約なら、**「要りません」「やめます」ときっぱり断ってください。**

・投資や副業などの契約をする際に、「もうかるから借金は返せる」と言われることがあり



ますが、不確実な話であり、借金を返せる保証はどこにもありません。初期費用を回収できる見込みがないのに借金を抱えることは極めてリスクの高い行為です。「みんな借りている」「すぐにお金を取り戻せる」などと言われてもうのみにせず、**借金をしてまで投資や副業などのためにお金を支払うことはやめましょう。**

・借金やクレジット契約をする際に、使用目的や職業、年収等についてうそをついて借りるよう指示する手口かみられます。うそをつくように言われても、絶対に耳を貸さないください。

(出典)「くらしの豆知識 2023年版」より抜粋

★困ったときは、すぐに相談！★ 局番なし 188 (消費者ホットライン)
豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】 03-3984-5515

詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先:豊島区消費生活センター TEL:03-4566-2416
